

重要なお知らせ

令和2年8月3日

お客さま各位

利根郡信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設等のご案内

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、残高が少なく利用されていない普通預金口座等が不正に利用されることによる被害を防止するために、下記のとおり「未利用口座管理手数料」を新設し、令和2年10月1日（木）以降に新規開設いただく普通預金口座（無利息型普通預金を含む）及び貯蓄預金口座に導入させていただきます。

また、残高が同手数料に満たない場合には、残高を同手数料の一部としていただき、この該当口座を自動的に解約させていただくことといたします。

当金庫におきましては、利用されていない口座について、ご利用の再開をお勧めし、今後ご利用予定のない口座について管理を要する最低限のコストをご負担いただくことによりまして、当金庫を常日頃からご利用いただいているお客さまへのサービスの維持及び向上に一層努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

■未利用口座管理手数料及び口座の自動解約等について

1. 対象となる口座	<p>以下の全ての条件を満たす口座が対象となります。</p> <p>①令和2年10月1日（木）以降に新規開設された普通預金口座（無利息型普通預金を含みます）及び貯蓄預金口座 ※通帳等の盗難、紛失などご利用を停止されている口座を含みます</p> <p>②最後のお預け入れまたは払戻し等による口座残高の変動から2年以上、一度もお預け入れまたは払戻し等による口座残高の変動がない口座 ※お預け入れまたは払戻し等 … 該当口座のお利息の元本への組入れ及び未利用口座管理手数料の引落としを除きます</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>ただし、次のいずれかの条件にあてはまる場合は対象となりません。</p><ul style="list-style-type: none">○該当口座の預金残高が1万円以上の場合○該当口座の取引店と同一取引店で、定期性預金（定期預金、積立定期預金、定期積金）のお取引がある場合○該当口座の取引店と同一取引店で預かり資産（投資信託、国債）のお取引がある場合○該当口座の取引店と同一取引店で、借入（カードローン等を含みます）のお取引がある場合</div>
2. 未利用口座管理手数料	<p>お客さまの口座が上記の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所に「ご案内」を通知させていただきます（ご案内が延着または到着しなかった場合でも、通常到着したものとみなします）。</p> <p>ご案内の通知後、一定期間（約2か月）経過した後もお預け入れまたは払戻し等のお取引がない場合、年間1,320円（消費税込）を該当口座から引落としいたします。</p>
3. 口座の自動解約	<p>該当口座の残高が同手数料に満たない場合（0円を含みます）には、残高を同手数料の一部としていただき、この口座を自動的に解約させていただきます。</p>
4. その他	<p>未利用口座管理手数料は、あくまでも令和2年10月1日以降に新規開設され、ご利用されていない状態となった普通預金口座及び貯蓄預金口座に対し、同手数料をいただくものであり、常時の入出金等でお取引されているお客さまの普通預金口座及び貯蓄預金口座が対象となることはありません。</p> <p>引落としさせていただいた同手数料のご返却及び解約させていただいた口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。</p> <p>ご不明な点がございましたら、お取扱店までお問い合わせください。</p>

以上